

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集（パブリックコメント）に寄せられた御意見について（雇用環境・均等局）

（令和 5 年 10 月 2 日（月）から 10 月 8 日（日）まで実施）

○意見数 14 件

○主な意見の要旨

※ 本パブリックコメント募集の対象となる事項についてのみ適宜要約等の上、取りまとめている。

【社会保険制度における対応について】

- ・ そもそも助成金で対応すべきではなく、社会保険料の免除・引き下げや期間を定めての納付義務の免除を行ってはどうか。
- ・ 第 3 号被保険者制度を廃止する必要があるのではないか。
- ・ 助成金の仕組みが実務上わかりづらい。扶養制度自体をなくし、年少者控除を復活させるのが、わかりやすくよいのではないか。
- ・ 「配偶者の扶養制度」自体が、実態や女性活躍の推進といった方向性と異なるのではないか。
- ・ 社会保険の適用拡大の停止、社会保険料の税徴収の促進を行えば、助成金の対応は不要ではないか。
- ・ 健康保険・厚生年金の問題であるにもかかわらず、なぜ雇用保険から支出するのか。

【助成金について】

- ・ 助成金の仕組みが実務上分かりづらい。
- ・ 助成金は事務手続きが煩雑であり、資金的、人道的に余裕のある会社しか活用できない可能性が高い。また、キャリアアップ助成金は、支給決定までに長くて半年以上かかっており、助成金のコースを増やすことは、より審査に時間がかかることが予想される。このため、キャリアアップ助成金として実施するのではなく、全く別の助成金として行うべきではないのか。
- ・ 社会保険の被保険者 100 人超の会社では、既に昨年 10 月に社会保険に加入した人たちは手取りが減ってもそのまま働いているなど、社会保険に加入した時期により、不公平が生じるため、すでに社会保険に加入済の人も対象にすべきではないか。
- ・ 社会保険の資格取得の要件に該当すれば保険料を事業主と折半して払うの

は当然であり、これから2年間だけに限り、特別な措置をするのは不公平ではないか。

- ・ 「手当等により収入を増加させる場合」に補助するのは、労働時間を延長した場合と比較すると、働かなくても給与がもらえるため働かない人が多くなり、人手不足に苦しむ企業にとってはマイナスになるのではないか。
- ・ 有期雇用労働者について、企業側が有期契約を前提として、助成金目的で一時的に雇用する可能性や、助成金の申請対象期間の終了と同時に雇用を継続させない可能性があるため、その点を考慮した制度設計とすべき。
- ・ 「雇用保険のみ加入している短時間労働者」についても助成の適用対象にしてほしい。
- ・ 短時間労働者の出勤日数が病気等によりゼロ日かつ企業が保険料相当額を社会保険適用促進手当として支給した場合、助成金の対象としてはどうか。
- ・ 社会保険適用促進手当が、雇用保険・所得税・最低賃金の算定対象となるのかどうか、取扱い方法を明らかにしてほしい。

【その他】

- ・ 10月2日より前に意見募集手続を開始することができなかった理由を具体的に示すべき。